

日本火山学会表彰規程の変更

日本火山学会表彰規程を以下の通り修正し変更するので、報告する。

- ・第2条の日本火山学会研究奨励賞
修正前 「35才以下」
修正後 「35歳以下」
→ 規約における「才」と「歳」の混在を統一
- ・第3条
修正前 「表彰は各賞選考委員会が」
修正後 「各賞選考委員会が」
→ 後ろの文脈につながらず、「表彰は」を削除 表彰は運営細則において火山学会が行うと規定済み
- ・第4条
修正前 「日本火山学会普及啓発功績賞」
修正後 「日本火山学会普及啓発賞」
→ 記載誤り
- ・第6条
修正前 「とする。授賞件数は毎年2件以内とする。また、」
修正後 「とする。また、」
→ 授賞件数の規定は第4条で行われており、削除

特定非営利活動法人日本火山学会表彰規程

(2003年10月12日臨時総会報告, 2008年10月12日臨時総会報告, 2010年10月10日臨時総会報告, 2013年9月30日臨時総会報告, 2016年5月24日総会報告, 2017年5月22日総会報告, 2020年8月28日臨時総会報告, 2021年5月28日総会報告)

1. 日本火山学会における各賞の選考はこの規程によるものとする。

2. 表彰の内訳は、日本火山学会賞 (Volcanological Society of Japan Award), 日本火山学会普及啓発賞 (Distinguished Public Awareness Award), 日本火山学会優秀学術賞 (Distinguished Academic Award), 日本火山学会論文賞 (Best Paper Award), 日本火山学会研究奨励賞 (Young Scientist Award), 日本火山学会学生優秀論文賞 (Best Student Paper Award) 及び日本火山学会学生優秀発表賞 (Best Student Presentation Award) とする。

○日本火山学会賞：日本の火山学の発展に対し長年において特段の貢献のあった個人または団体に授与する。

○日本火山学会普及啓発賞：日本の火山学の普及啓発に対し優れた貢献のあった個人または団体に授与する。

○日本火山学会優秀学術賞：直近数年間において火山学に関する優れた学術貢献のあった本会会員に授与する。

○日本火山学会論文賞：雑誌「火山」あるいは「Earth, Planets and Space」に掲載された論文中、火山学に関する独創的で特に優れた論文の著者に授与する。

○日本火山学会研究奨励賞：火山学に関する優れた論文を発表し、将来、火山学の発展への貢献が期待される 35歳以下 の本会会員（受賞対象年の 4月 1 日で 35 歳以下の者）に授与する。

○日本火山学会学生優秀論文賞：火山学に関する独創的で特に優れた論文を投稿時点において学生として筆頭執筆した本会会員に授与する。

○日本火山学会学生優秀発表賞：日本火山学会秋季大会において筆頭講演者として優れた発表を行った学生に対し、口頭発表については日本火山学会学生優秀口頭発表賞を、ポスター発表については日本火山学会学生優秀ポスター発表賞をそれぞれ授与する。

3. 各賞選考委員会が受賞候補者の選考を行い、選考結果を理事会に報告し、理事会が受賞者を決定する。

4. 日本火山学会賞、日本火山学会普及啓発賞、日本火山学会優秀学術賞、日本火山学会研究奨励賞及び日本火山学会学生優秀論文賞候補者は、自薦あるいは他薦によるものとし各賞選考委員会が公募する。授賞件数はいずれも毎年若干名とする。

5. 日本火山学会論文賞の授賞対象は当該年の前 3 年間に発表された論文とする。授賞件数は毎年 2 件以内とする。また、論文筆頭著者として本論文賞を受賞できるのは 1 回限りとする。

6. 日本火山学会学生優秀論文賞の授賞対象は当該年の前 3 年間に発表された学生が筆頭著者の論文とする。また、本論文賞を受賞できるのは 1 回限りとする。

7. 日本火山学会学生優秀発表賞の授賞件数は毎年数件程度とする。また、口頭発表賞、ポスター発表賞を受賞できるのは、それぞれ 1 回限りとする。

8. 日本火山学会賞、日本火山学会普及啓発賞、日本火山学会優秀学術賞及び日本火山学会研究奨励賞の受賞者には定期大会での記念講演と「火山」への受賞記念の解説・紹介の投稿の機会が与えられる。

附則

1. この規程の変更は、理事会で承認し、総会に報告される。